



## Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

### 【INDEX】

#### 中国法改正ニュース

1. 《国家稅務總局 納稅信用管理弁方(試行)を公布することに関する公告》
2. 《国家稅務總局 企業所得稅課稅所得額に関する若干問題の公告》
3. 2014年7月より施行の法律法規

#### 主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《国家稅務總局 納稅信用管理弁方(試行)を公布することに関する公告》

通達番号: 国家稅務總局公告 2014 年第 40 号

公布日: 2014 年 7 月 4 日

国家稅務總局は、2014 年 7 月 4 日付けで『納稅信用管理弁方(試行)を公布することに関する公告』、以下『公告』を公布しました。

当該『公告』により、中国で設立された法人等を対象とし今後稅務局により納稅信用管理が行われることになり、稅務局により実施される納稅信用評価の結果に基づき、下記のような分類管理がなされることとなります。

#### (1) 評価の方法

各種税金の申告納稅状況、發票情報、登記及び帳簿等の情報に基づき評価。

#### (2) 評価の分類

納稅信用評価の結果に基づき、各企業は A 類企業から D 類企業に区分。

#### (3) 評価に対する措置

納稅信用評価の結果に対して、下記のようなランク別対応措置の実施。

#### A類企業:

- ・ 増値稅發票の購入に関する優遇措置、その他稅務機關が実施する優遇措置の実施

#### D類企業:

- ・ D類企業名称及び責任者氏名の公開
- ・ 増値稅專用發票の購入に関する補導期管理の適用
- ・ 輸出還付稅審査の強化、稅務申告書等に対する審査の嚴格化、稅務調査頻度の増加
- ・ 稅務規定違反があった場合の罰金額決定に関し、最低基準額を適用しない。
- ・ 各行政機關と情報を共有し、投融資、土地取得、輸出入、出入国、会社設立、安全許可、生産許可等各方面において、法に基づき制限或は禁止措置を実施。

当該『公告』は、2014 年 10 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c749755/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c749692/content.html>

## 2. 《国家外貨管理局 一部の地域で外商投資企業に係る外貨資本金元転管理方式の改革を施行展開することに関する問題についての通達》

通達番号: 匯発[2014]36号

公布日: 2014年7月4日

国家外貨管理局は、2014年7月4日付けで『国家外貨管理局 一部の地域で外商投資企業に係る外貨資本金元転管理方式の改革を施行展開することに関する問題についての通達』(匯発[2014]36号)、以下『36号通達』)を公布しました。

『36号通達』により、『外貨管理による試験区建設支持の実施細則』を根拠とし上海自由貿易試験区において既に運用されている「人民元専用預金口座」(「元転後支払待ち口座」)の開設ができる地区が拡大されております。

主な内容は以下の通りです。

### 1. 適用範囲:

蘇州工業園区、横琴新区、成都市ハイテク産業開発区、前海深圳・香港現代サービス合作区等全16の「試行地域」

### 2. 「元転後支払待ち口座」の開設:

「試行地域」内企業は、外貨資本金口座の開設銀行で外貨資本金口座と対応する「元転後支払待ち口座」を開設することができます。

### 3. 「元転後支払待ち口座」への外貨資本金の自由な元転:

外商投資企業の外貨資本金口座の外貨資本金の元転は、手元準備金(1回5万米ドル以内、一ヶ月10万米ドル以内)以外は、実際に必要な場合にその都度必要な金額だけ元転する必要がありますが、「試行地域」内企業は、外貨資本金口座の外貨資本金自由に元転し、「元転後支払待ち口座」へ預け入れることが可能となります。

### 4. 「元転後支払待ち口座」内の資金使用:

使用の際に銀行に「取引の真実性を証明する書類」の提出が必要(但し、手元準備金名義(一ヶ月60万元相当)であれば取引証明資料なしで使用可能)となります。

## 2014年7月より施行の法律法規

2014年7月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

上記記載2項

## 主要経済統計

### 2014年6月主要経済統計

固定資産投資: 153,716.49億元(完成額累計+17.3%)

6月貿易総額: 3,420.12億ドル

第一次産業: 4,820.43億元(完成額累計+24.1%)

輸出総額: 1,867.88億ドル(前年同期比+7.2%)

第二次産業: 89,185.72億元(完成額累計+14.3%)

輸入総額: 1,552.23億ドル(前年同期比+5.5%)

第三次産業: 118,764.29億元(完成額累計+19.5%)

貿易収支: 35.92億ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

## 中国最新情報

## 【上海】

## 《市人力資源社会保障局 労働派遣を規範化する若干問題に関する意見》

## 《市人力資源社会保障局 労働派遣先企業の雇用調整計画に係る届出弁法》

公布日 : 2014年6月30日、2014年7月7日

上海市人力資源社会保障局は、2014年6月30日付けで『労働派遣を規範化する若干問題に関する意見』(滬人社関発[2014]27号、以下『意見』)を、2014年7月7日付けで『労働派遣を規範化する若干問題に関する意見』(滬人社関[2014]464号、以下『弁法』)を公布しました。

当該『意見』は、2014年1月24日付けで人力資源社会保障部が公布した『労働派遣暫定規定』(以下、『暫定規定』)に関する上海地方レベルでの補助規定となっており、『暫定規定』が規定する“雇用調整計画”に係る届出に関し、下記の補足がなされております。

## (1) 届出対象企業

『暫定規定』施行前に使用している派遣労働者数が被雇用者総数の10%を超えている企業。

## (2) 届出期限

2014年10月1日

## (3) 雇用調整計画の提出

当該調整計画には、『暫定規定』施行後2年以内に比率を10%以下に引き下げる事に関する企業の対応策及びスケジュール表を盛り込まなくてはならない。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39673.html>

[http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/gsgg/201407/t20140716\\_1186555.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xxgk/gsgg/201407/t20140716_1186555.shtml)

## 《市人力資源社会保障局等 2014年従業員賃上げガイドラインに関する通達》

通達番号: 滬人社総発[2014]25号

公布日 : 2014年7月1日

上海市人力資源社会保障局等は、2014年7月1日付けで『2014年従業員賃上げガイドラインに関する通達』(滬人社総発[2014]25号、以下『通達』)を公布しました。

当該『ガイドライン』では、「上限」、「平均」および「下限」の3つ賃上げラインから構成されており、2014年は下記のように2013年及び2012年と同様に、それぞれ16%、12%および5%に設定されております。

## (1) 上限ライン 16%

生産経営が正常で、収益性が増加しており、前年の従業員平均給与が上海市全体における従業員平均給与の60%を下回っている企業が参考とすべき水準。

## (2) 平均ライン 12%

生産経営が正常で、収益性が良好な企業が参考とすべき水準

但し、前年の従業員平均給与が上海市全体における従業員平均給与の2倍以上で有る場合には、平均ライン以下の水準を参照することができる。

## (3) 下限ライン 5%

収益性が悪い企業が参考とすべき水準。生産経営が困難な赤字企業は、従業員代表大会(或は

全従業員大会)の協議を経た後、下限ライン以下の水準を参照することができる。

また上記賃上げガイドラインの他に、当該『通達』では下記事項が求められております。

- ・合理的な賃上げ水準の確立
- ・賃金水準が低い生産・サービスにおける現場従業員の賃上げ幅が従業員全体の賃上げ幅を下回らないようにする。
- ・高級管理職の賃上げ幅が従業員全体の賃上げ幅を下回るようにする。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39625.html>

## 【蘇州】

### 《雇用調整計画に係る届出を開始することに関する通》

通達番号:

公布日 :2014年7月14日

蘇州人力資源社会保障局は、2014年7月14日付けで『雇用調整計画に係る届出を開始することに関する通達』(以下『通達』)を公布しました。

当該『通達』は、2014年1月24日付けで人力資源社会保障部が公布した『労働派遣暫定規定』(以下、『暫定規定』)に関する蘇州市地方レベルでの補助規定となっており、『暫定規定』が規定する“雇用調整計画”に係る届出に関し、下記の補足がなされております。

(1) 届出対象企業

使用している派遣労働者数が被雇用者総数の10%を超えている企業。

(2) 届出期限

2014年8月31日

(3) 届出に係る提出資料

・「雇用調整計画」

派遣利用に関する状況、比率を10%以下に引き下げる為の対応策、スケジュール、予見可能な問題点及びその対応措置を盛り込まなくてはならない。

・「補助的な職位決定に関する手続状況報告表」

<http://www.rsj.suzhou.gov.cn/szwzweb/html/zxzx/gsgg/22698.shtml>

## 【深圳】

### 《深圳市地方税務局 個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税徴収免除基準を調整することに関する通達》

通達番号:深地税発[2014]138号

公布日 :2014年6月27日

深圳市地方税務局は、2014年6月27日付けで『深圳市地方税務局 個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税徴収免除基準を調整することに関する通達』(深地税発[2014]138号)、以下『138号通達』)を公布しました。

個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税上の取扱に関しては、主に『個人が労働契約を解除することにより取得する経済補償金に係る個人所得税

徴収に関する問題についての通達』(国税発[1999]178号)及び『個人と雇用会社との労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入に係る個人所得税徴収免除に関する問題についての通達』(財税[2001]157号)により下記のように規定されております。

1. 計算方法: 国税発[1999]178号

課税所得額 =  $((\text{経済補償金収入} - \text{免除限度額}) \div \text{勤続年数} - 3,500) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}) \times \text{勤続年数}$

※上記計算方法は、深圳市における計算方法となります。

各地域によって、計算式において3,500元(外国人は4,800元)の控除可能費用を減額するタイミングが異なる等の違いが御座います。

2. 免除金額: 財税[2001]157号

国税発[1999]178号が規定する免除限度額は、当地における前年平均給与の3倍

当該『138号通達』により、深圳市内の会社で就業する個人が、当該会社と労働関係を解除することにより取得する一時性補償収入の免税金額が187,857元(深圳市における2013年平均給与62,619元の3倍)に変更されております。

<http://www.szds.gov.cn/portal/site/site/portal/szds/content.portal?contentId=55EF4E501431A763ECD89B0338704264&categoryId=3099>